

# 平成30年3月単価の適用時期について

1. 平成30年3月単価の適用につきましては、次のとおりとなっておりますのでご注意ください。

- (1) 平成30年3月1日から3月9日までに入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）を行う工事等の資材については、平成30年2月5日更新単価を適用します。  
（積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は平成29年単価となります。）
- (2) 平成30年3月12日以降に入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）を行う工事等の資材については、平成30年3月1日更新単価を適用します。  
（積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は平成30年単価となります。）
- (3) 再計算対象外の工事及び業務で、平成30年3月12日以降に入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）を行うものについても、平成30年3月1日更新単価を適用します。

2. 平成30年度設計業務委託等技術者単価及び平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価の特例措置につきましては、次のとおりとなっています。

特例措置：平成29年単価を適用し平成30年3月1日以降に契約した工事及び委託業務について、受注（受託）者の請求により、新単価に基づく契約に変更できる。

【算出方法】変更後の請負代金額（業務委託料）＝ $P_{新} \times k$

$P_{新}$ ：新単価及び契約時点の材料単価等により積算された予定価格　k：当初契約の落札率

3. 平成30年2月28日以前に契約した工事においては、必要に応じてスライド条項の適用が可能です。  
（基準日：3月1日時点で、残りの工期が2ヶ月以上ある工事）

月	2月					3月																						
日	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
						★ 労務・ 資材 単価 適用 日																						
単価						労務：H29年単価 資材：2月5日更新単価									労務：H30年単価 資材：3月1日更新単価													
特例措置											← 特例措置期間 → 旧単価による入札（工事・委託）→ 新労務（技術者）単価に基づく契約変更																	
						【インフレスライド条項の適用（工事）】 ・ 2月28日以前に契約した工事のうち、基準日時点で残工期が2ヶ月以上ある工事 ⇒ 契約変更 ・ 新旧単価による残工事の請負代金額の差額のうち、残工事費の1%を超える額																						

単価適用日の翌日より6開庁日経過後の入札（改札日）に付す工事等から新単価を適用した入札となります。